

平成30年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年4月16日

会 場 はだかや

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年4月16日(月) 午後3時30分
- 2 開催場所 はだかや
- 3 出席委員数 29人
会 長 30番 五十嵐伸人
会長職務代理者 29番 室井 文一
委 員
1番 小山 裕司 2番 平野 恒二 3番 赤井 美洋
4番 星 和孝 5番 渡部 和幸 6番 浅沼 誠治
7番 五十嵐喜一 8番 小椋貴一郎 9番 渡部 昭雄
10番 齋藤 融 11番 目黒久一郎 12番 星 利一
13番 平野 信行 14番 山内 敬 15番 馬場 久男
16番 湯田 義三 17番 湯田 孝義 18番 猪俣 忠久
19番 塩生 隆晴 20番 五十嵐久長 21番 大竹 実
22番 湯田 重行 23番 星 清次 24番 小野 孝
26番 星 又エ門 27番 星 久光 28番 渡部 一男
- 4 欠席委員数 1人
25番 月田 宏
- 5 議事日程
第1 欠席委員の報告について
第2 議事録署名委員の指名について
第3 報告第1号 会務報告について
第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 現況確認証明申請について
第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について
第8 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局 長 五十嵐 小一郎
局長補佐兼係長 八木沢 誠 二
主 査 廣 野 由 美
臨時事務補助 湯 田 立 子
- 7 会議の概要

審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行い、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議長 **日程第1**「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により欠席の届け出がありました委員は、25番 月田 宏委員であります。

本日の出席委員数は29名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

議長 **日程第2**「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、12番 星 利一 委員、15番 馬場久男 委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長 **日程第3**「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告してください。

事務局 (会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。)

議長 只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 **日程第4**「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

1件目の番号1について、地区担当調査員の23番星 清次委員から調査結果の説明をお願いします。

23番 23番 星 清次です。

譲渡人は〇〇〇〇、83歳 無職 住所は□□□□ですが、現在は□□□□に住んでいらっしゃいます。

譲受人、●●●●さん、43歳、高杖原 ■■■■。この方は□□□□でトマト栽培をしています。所在地は、×××× 畑 264 m²の所有権の移転です。

譲渡人は、これが決まり次第に□□□□に帰るといっています。譲受人は30a 耕作しており、適正に管理できるものと思います。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、番号2について、地区担当調査員の17番 湯田孝義委員から調査結果の説明をお願いします。

17番 17番 湯田孝義です。2番の説明をします。

譲渡人は○○○○さん 65歳 農業 住所は□□□□です。譲受人は●●●●さん。77歳。■■■■。許可を受けようとする土地は、××××田、1,801㎡。この2人は義理の兄弟です。圃場整備事業をやっていますが、譲受人が農地を集積している場所にこの土地がありまして、譲渡人、譲受人双方話し合いの結果に基づくものであります。

11日の日に両者に現地に行っていただいて調査をしてみました。

以上です。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で議案第1号の審議を終了します。

議 長 日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1について地区担当調査員の26番 星又エ門委員から調査結果の説明をお願いします。

26番 26番星です。

貸付人は、●●●●さん、自宅は□□□□。借受人は○○○○さん、67歳。13日に貸付人と面談し借受人と電話で話をしまして、確認いたしました。許可を受けようする土地でございますが、駅前開発事業に関連する土地でありまして、3193㎡のうち1442㎡を使いたい、××××として××××に、××××を建設しようとしております。その××××として利用しようしたいということです。月額として坪××××円です。別表の資料を見ていただくと、××××を作りたいということです。議案書の内容のとおりです。ただ、私が面談調査した日は13日ですが、本日重機が入っていましたので、許可を受けないで工事に入っています。私が言いたいのは農業委員会の業務を馬鹿にしてるんじゃないかということでございます。今日は、事務局に工事差し止めをお願いしてきました。許可を受けない内にいじっているということですから、罰を与えるべきであり、このまま許可を出すことはできないと思いますのでご協議願います。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。まだ許可を得ていないうちに工事が始まっているということで、皆様のご意見を伺いたいということですが、ここで事務局から関連して報告があればお願いします。

事務局 (局長) はい。本日、昼過ぎに星委員から通報を受けまして、補佐と2人で現地を確認してまいりました。バックホウが2台で耕土の剥ぎ取りをしておりました。実際に作業をしておりましたので、責任者の方を呼んでいただいて、××××と工事を請け負っている××××の代表の方とお話をさせていただきました。当該地は農地であり転用許可は出ていない旨、お話させていただきました。直ちに工事を中止し、現状に回復していただくよう伝えました。今日からの作業スケジュールということで、どういう行き違いがあったかわかりませんが、例えば代書人を通して16日に総会があって審議されるという話が、16日から工事ができると伝わってしまったのかとか、その辺はまだわかりませんが、いずれにしても今後関係者から事情を聴く必要があると考えております。

星委員からお話のありました罰則については、今後法令等に照らして対応しなければならないことがある場合は対応していきたいと思っています。

議 長 はい。ただ今事務局長から経過の報告がありました。

皆さんからご意見はありますか。

2 番 (平野恒二) 現地を見てみたほうが良いと思います。

議 長 はい。そのほかありませんか。

9 番 (渡部昭雄) 実は私も昨日の夕方そこを通ったのですが、おかしいと思っ
たんです。機械で作業をしていたんです。昨日から始めてると思います。

28 番 (渡部一男) 私も気づいたんですが、土は運んでいましたね。もうユンボ
でとってる話ではないんだよ。運んでんだよ。もうやってんだよ。
しっかりと注意しないとだめだな。

2 番 (平野恒二) 星委員の言う通り確かに違法な分なので、現地も近いのでみ
んなで現地を確認し、それから、論議したほうが良いと思います。

議 長 それでは現地を確認するということですが、今日これからにしますか。

29 番 (室井文一) 総会終了後に現場を見るということでいいと思います。

1 番 (小山裕司) 役員だけでいいのではないか。

2 番 (平野恒二) 担当委員と、会長職務代理と農地副委員長で見てきてくださ
い。

27 番 (星久光) 申請者の●●●●は、現地におられないんですよ。

事務局 現地におられたのは、××××さんがおられました。

9 番 (渡部昭雄) ××××ということですが、××××はどっち側に建つんで
すか。××××の横ですか。

事務局 ××××は××××の道路を挟んで東側です。

議 長 それでは、役員と事務局で総会終了後に現地を確認することとし、この
案件は継続審議とすることでご異議有りませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

- 議 長 異議なしと認め、継続審議とすることに決定いたします。
- 事務局 (局長) 事務局から確認ということで、本案について継続審議と決定いただいたところですが、本議案は総会議決事項でありますので、本総会で決定されないということは、次回の5月以降の総会で再審議していただくということになります。それでよろしいですか。
- 議 長 はい。この件については、問題がある限り継続審議としていくということによいのかと考えていますが、皆さんからご意見ございますか。
- 17番 17番、湯田です。××××地区の関係でいえば、以前に××××の脇で、基礎を打って工事中断してそのままになっている場所があります。そういったことになると厄介な問題になるし景観上も問題となるので、今回も安易な気持ちでなく、厳しくやっていかないと、まだ許可も出ないうちから土を運んじゃうなんていうことあれば、やっぱ、原形に戻せと指導していかなければならないと考えます。
- 議 長 継続審議していく中で条件を整えば許可をしていくということでもいいのか、他に皆さんのご意見はありますか。
- 2番 (平野恒二) 現地を見て、申請者の意見を聞いてどんな事情あったのかよく聞いて、時間があれば今日決めてもいいんじゃないかと思えます。
- 27番 (星 久光) この審議で、これはまずいって言うのがはっきりしているのだから、現地見ても見なくても、1か月間その審議を伸ばすというのは十分なペナルティになると思うんですけど、どうなんですか。「農地は元に戻してください。許可は5月以降の総会審査になります。」でいいんじゃないですか。
- 議 長 次回の総会で決定できるのかどうかというのは、今日の現地確認である程度判断できると思いますので、逆にこれが先ほどの湯田さんの発言にもあったように、こじらせて鉄筋コンクリートが永遠に残ってしまうというようなことにもしたくないので、できれば許可を出したいという思いがありますので、今日の現地確認で判断していきたいと思いますが、そうした確認でよろしいですか。
- (「異議なし。」の声あり。)
- 議 長 はい、それでは次に進みます。議案第2号の番号2について地区担当調

査委員の1番小山裕司委員から調査結果の説明をお願いします。

1番

1番 小山です。

譲渡人は〇〇〇〇さんで96歳。住所が□□□□となっていますが、これは××××です。近くで娘さんが財産管理をされていて、その方とお話してきました。

譲受人が■■■で■■■さんとお話をしました。娘さんは、間違いなく■■■のほうに△△△△の予定地として譲るということです。また、譲受人の方では間違いなく△△△△を建てるということで××××の了承も得ています。建設は農業委員会の許可後の5月から始めたいということです。この土地は、資料の2を見ていただくとわかる通り、四方を道路に囲まれており近くに農地はありませんので影響はありません。第3種農地であり、問題ないと思われまます。以上で報告を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案の番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議なしと認め、本案の番号2は原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

議長

日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。番号1について地区担当調査員の29番 室井文一委員から調査結果の説明をお願いします。

29番

室井です。

1番についてご説明いたします。

申請人は、●●●●さん。■■■■。証明を受けようとする土地が、×××。公簿地目は畑、現況は山林です。634㎡。資料の3をご覧ください。現地は××××の脇の国道沿いの森です。昭和30年代に××××ができて、その時点で農業振興地域から除外されて広く山林化してしまったということで、周辺は杉とカラマツが植栽されており、成木し、伐採されたりしています。現地は針葉樹の伐根が多数あり、農地への復元は困難で

あると見てきました。報告は以上です。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案の番号1について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案の番号1は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、番号2と3について地区担当調査員の21番 大竹 実委員から調査結果の説明をお願いします。

21番 21番、大竹です。

4月7日に、申請人と共に現地を確認してまいりました。

申請人は●●●●さん、74歳。申請人は■■■■にお住まいで、実家が××××です。

番号2ですが、××××、地目は畑、現況は山林です。昭和28年に相続した当時からすでに山林化していたということです。

同じく番号3の××××、地目は畑、現況は山林です。資料の4を見てください。写真のとおり、畑に戻すのは困難である状況です。私も現地状況を判断し農地への復元は困難であると見てきました。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案の番号2と3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議なしと認め、本案の番号2と3は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7 「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題と

いたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局
(廣野)

「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。こちらは、4月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が105筆・111,713㎡、畑が29筆・35,197㎡で計134筆・146,910㎡です。新規は、田が74筆・93,298㎡です。畑が13筆・12,746㎡です。再設定と新規合わせて田が179筆・205,011㎡、畑が42筆・47,943㎡で合計221筆・252,954㎡です。続きまして10ページから21ページまでは、利用権設定の一覧表になっています。この中で135番から139番までの5筆は、使用貸借となっていますが、こちらは、平成30年度の耕作放棄地解消事業の対象地となっています。また187番から221番までの35筆は、45,175㎡につきましては、農地中間管理事業の利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが、6名で、福島県農業振興公社が借受人となりまして農地の中間管理権の設定をするものです。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

26番

(星又エ門) 星です。1番の方の〇〇〇〇さんの説明をお願いいたします。借受人の経営面積が0になっていたものですから。

事務局
(局長)

〇〇〇〇さんの農業の状況ですが、年齢が47歳で、年間の農業従事日数が150日以上ある方です。〇〇〇〇さんの経営面積は今回ゼロですが、兄弟で農業をやってらっしゃるということで、農業機械等についてはそれらを使用して行っているという状況です。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定において、家族労働による経営の実践であり、基本構想に合致するという判断で、今回の申請となっているということでご理解をお願いいたします。

26番

了解しました。

議長

ほかにありませんか。
(「ありません。」の声あり)

議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (廣野) 私の方から、議案第5号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についての内容説明をさせていただきます。23ページから24ページに田島地域の農用地利用配分計画案の一覧表を載せています。こちら先ほど議案第4号で説明させていただきましたが、●●●●さんほか8名により福島県農業振興公社へ利用権設定された農地35筆について今度は○○○○さんほか4名に配分するという計画内容になっています。作物については全て水稲になっています。借受人に関しては全て認定農業者であり、適切に管理をしていただけたらと考えております。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (事務局長が資料に基づいて説明する。)

議 長 何か、ご質問ございませんか。
(質疑なし)

議 長 その他に入ります。事務局から説明してください。

事務局 (局長) (平成29年度農業委員会委員互助会収支決算報告について説明する。)
(監査報告として、監事の渡部昭雄委員から報告)

議長 何か、ご質問ございませんか。
(質疑なし)

事務局 (局長) (事務局職員人事異動について説明。)

議長 何か、ご質問ございませんか。
(質疑なし)

事務局 (局長) (別段の面積について情報提供)

議長 その他皆さんから何かありませんか。

議長 その他、なければ、閉会のことばをお願いいたします。

職務代理者 以上をもちまして、平成30年度第4回南会津町農業委員会総会を閉じます。ご苦勞様でした。

閉会 午後4時49分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議長

12 番

15 番